

平成22年3月29日  
国土交通省中部地方整備局  
木曾川下流河川事務所

## お 知 ら せ

1. 件 名 **長良川左岸 9.4k(下坂手地区)の不法係留船が  
すべて撤去されました。**

2. 概 要 長良川左岸 9.4k 付近(桑名市長島町大字下坂手地先)において不法係留船対策を進めてまいりましたが、本日、全船舶及び工作物の撤去を確認しました。

下坂手地区では、3月9日～15日に簡易代執行を実施し、所有者不明の船舶32隻・船台1台を撤去、残りは所有者の判明している船舶4隻・棧橋1台となっておりますが、3月26日に2回目の指示書を交付するなど、撤去指導を続けた結果、3月29日までに全て自主撤去されました。

今後は再係留防止に努めるとともに引き続き管内全体の不法係留船対策を進めてまいります。

## 3. 経 緯

H21.9.14	下坂手地区船舶詳細調査を実施	85隻の不法係留船を確認
H21.10.8	台風18号により3隻が沈没・浸水	これ以上、放置することは適正な河川管理を行ううえで支障が大きいと判断し、強制撤去も視野に入れ、指導を強化
H22.1.25	河川法第75条第3項に基づく公告を実施	対象：船舶38隻・船台4台 (撤去期限：2月24日)
H22.1.25	河川法第77条第1項に基づく指示書の交付(第1回)	対象：船舶44隻・船台1台・棧橋1基 (撤去期限：2月24日)
H22.3.9～15	簡易代執行の実施	船舶32隻・船台1台を撤去・保管
H22.3.26	河川法第77条第1項に基づく指示書の交付(第2回)	対象：船舶3隻、棧橋1台 (撤去期限：4月25日)
H22.3.29	全船舶、工作物の撤去を確認	下坂手地区における不法係留船対策の終了

4. 配 付 資 料 (1)現況写真 (2)平面図

5. 解 禁 指定なし

6. 配 布 先 三重県政記者クラブ、桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ

7. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所  
 占用調整課長 山田 裕代  
 占用調整指導官 田中 勝博  
 TEL 0594-24-5718(AM8:30～PM5:15)

# 全船舶撤去後の状況（3月29日）

全景（堤防から撮影）



3月15日の状況



本日の状況及び再係留防止策



## 再係留防止策の実施

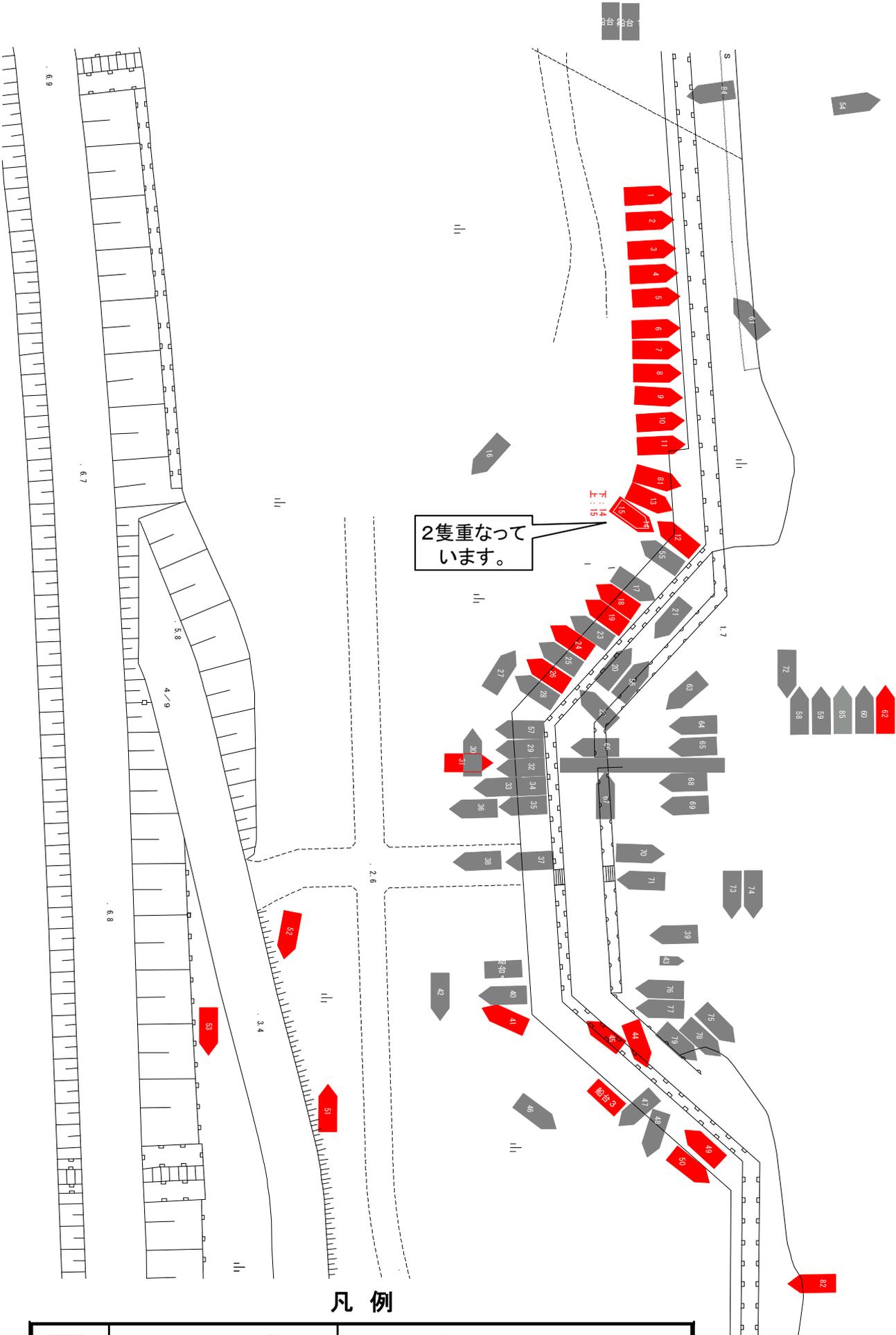
暫定の措置として、川側はオイルフェンスを設置し、堤防側はトラロープで囲い船舶の再係留防止対策を実施しました。なお、4月以降、本格的な再係留防止策を講じます。

本日の状況及び再係留防止策



# 平面図 (H22.3.29)

↑ 長良川



## 凡例

	簡易代執行で撤去	船舶32隻、船台1台
	自主撤去	船舶53隻、船台3台、棧橋1基

9月の調査では85隻の船舶が確認されました。